

南海トラフ地震防災対策計画の作成

～津波災害時の被害を軽減するために～

静岡県交通基盤部河川企画課

想定される最大クラスの津波

最大クラスの津波の最高津波水位・影響開始時間

市町名	最高津波水位 (T.P.m)	影響開始 時間 (分)	最大津波到 達時間 (分)
湖西市	15	7	28
浜松市	15	4	22
磐田市	12	3	19
袋井市	10	4	19
掛川市	13	4	20
御前崎市	19	4	20
牧之原市	14	4	16
吉田町	9	3	20
焼津市	10	2	25
静岡市	12	2	16
富士市	6	3	15
沼津市	10	3	19

市町名	最高津波水位 (T.P.m)	影響開始 時間 (分)	最大津波到 達時間 (分)
伊豆市	10	4	6
西伊豆町	15	4	7
松崎町	16	4	6
南伊豆町	26	4	7
下田市	33	3	18
河津町	13	3	21
東伊豆町	14	3	21
伊東市	17	3	4
熱海市	18	3	4

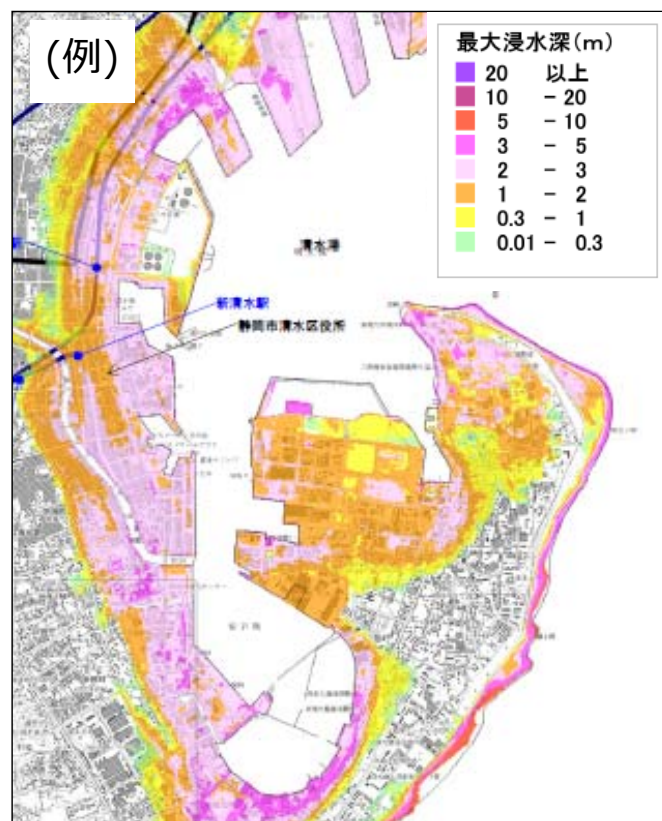
最大クラスの津波の浸水想定は公表されています

● 県公表「津波浸水想定」

- 浸水の範囲がわかります
- 浸水の深さの分布がわかります

● 市町公表「ハザードマップ」

- 「津波浸水想定」の情報に加え
- 避難場所等の位置がわかります。



2

要配慮者利用施設で行う対策

南海トラフ巨大地震による津波は、地震発生後、早いところでは数分で、海岸に津波が到達すると想定されています。

また、広範囲にわたり強い揺れも想定されています。

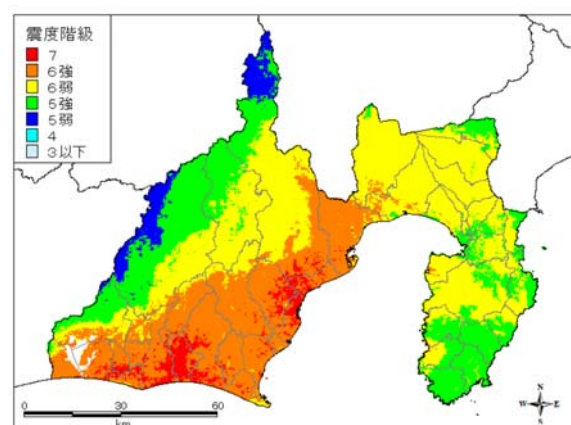


図 2-1-1.2 (1) 震度分布図(南海トラフ巨大地震 基本ケース)

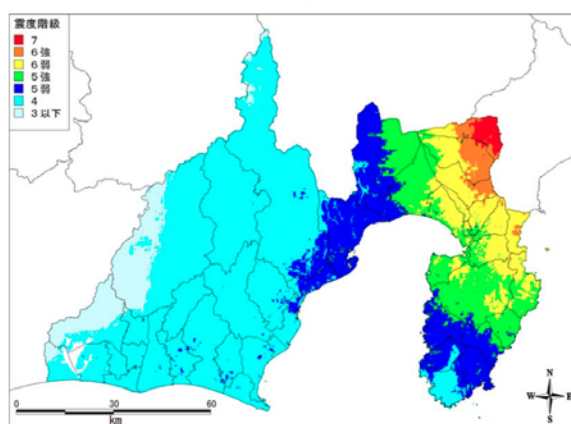


図 2-11 震度分布(相模トラフ沿いの最大クラスの地震)

利用者や従業員を守るためには、**事前の対策**が重要

3

「南海トラフ地震防災対策計画」の作成

「津波浸水想定」において水深30cm以上の浸水が想定される区域に立地する要配慮者利用施設の管理者等は、「南海トラフ地震防災対策計画」を策定し、届け出ることが義務付けられています。

(届出期日：平成26年9月29日)

4

「南海トラフ地震防災対策計画」で定める内容

- 南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関する事 (詳細は次頁以降参照)

防災体制
の確立

情報の
収集・伝達

避難

- 南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事
(津波避難訓練の実施回数、他の訓練への従業員の参加等)

- 地震防災上必要な教育及び広報に関する事
(地震防災に関する教育及び広報の内容、講習会等への従業員の参加等)

「円滑な避難の確保」に関すること

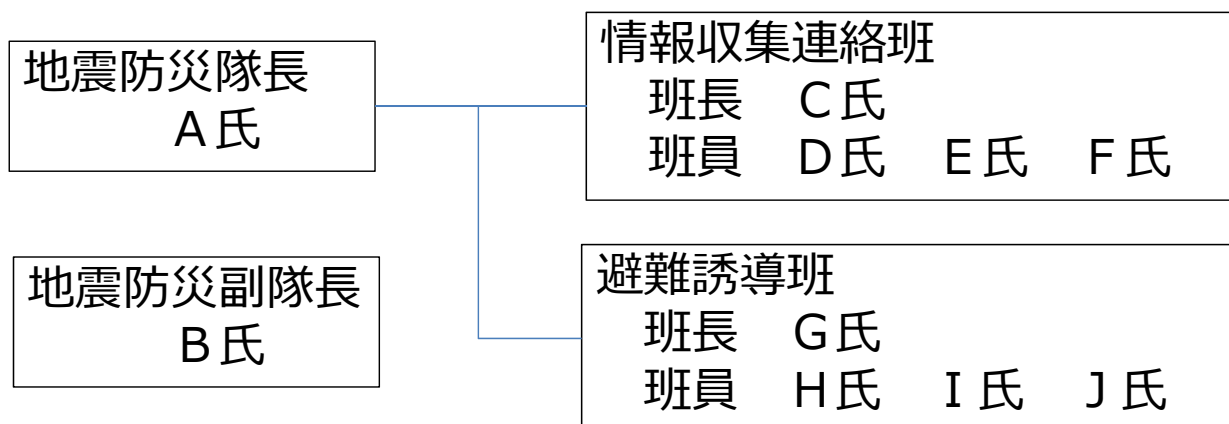
防災体制 の確立

ポイント

✓ 指揮命令系統の作成

主な内容

- 地震防災隊の組織表を作成する。



参照：「南海トラフ地震防災規程の作成例／消防庁」

6

防災体制 の確立

ポイント

✓ 隊長と各班の職務分担の作成

主な内容

- 職務分担表を作成する。

担当区分	任務内容
地震防災隊長	1 2
情報収集連絡班	1 2
避難誘導班	1 2

次頁以降に
詳細を記載

参照：「南海トラフ地震防災規程の作成例／消防庁」

7

情報の 収集・伝達

ポイント

- ✓ 利用者・従業員への確実な
情報伝達手段の確保

担当区分	任務内容
地震防災隊長	1
	2
情報収集連絡班	1
	2
避難誘導班	1
	2

主な内容

担当区分	任務内容
地震防災隊長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 情報収集連絡班に地震及び津波に関する情報の収集を指示 2. 津波警報等の発表、大規模地震の発生を各班長に伝達 3. 施設内に津波警報等の発表、大規模地震の発生及び必要な措置等を周知
情報収集連絡班	<ol style="list-style-type: none"> 1. ただちに地震及び津波に関する情報を収集し、随時隊長に報告 2. 隊長の指示に基づき、地震及び津波に関する情報、隊長の命令の内容等を、施設利用者や他の従業員に伝達 3. あらかじめ、情報伝達の例文、手段等を定める（地震の影響（停電等）を考慮）

参照：「南海トラフ地震防災規程の作成例／消防庁」

8

避難

ポイント

- ✓ 利用者の避難誘導方法
- ✓ 従業員の配置
- ✓ 避難ルート図等の作成

担当区分	任務内容
地震防災隊長	1
	2
情報収集連絡班	1
	2
避難誘導班	1
	2

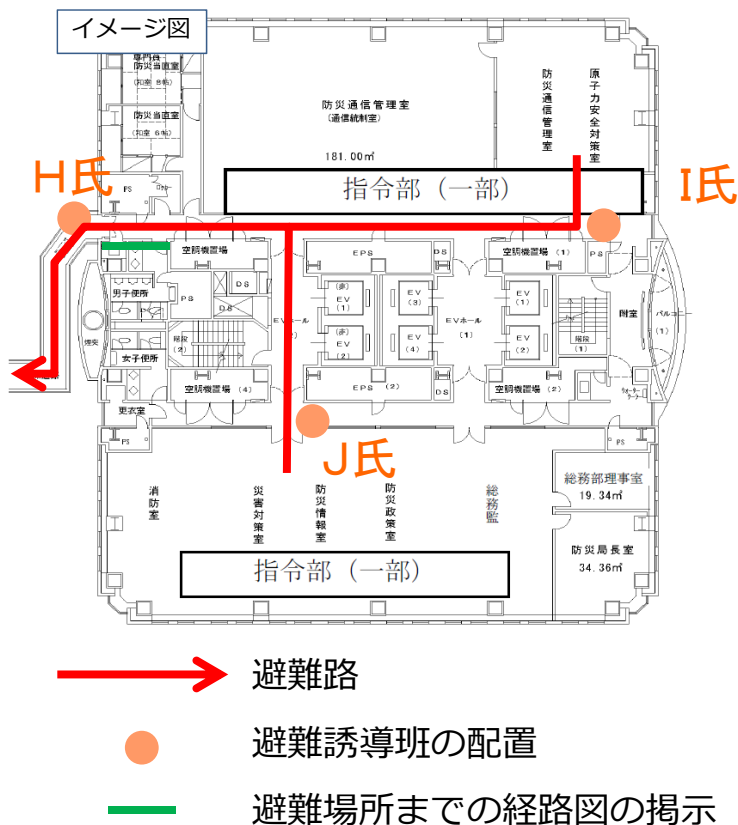
主な内容

担当区分	任務内容
地震防災隊長	<ol style="list-style-type: none"> 4. 避難誘導班に施設利用者等の避難誘導を指示 5. 従業員の避難を指示
避難誘導班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 隊長の指示に基づき、速やかに配置につき、施設内の避難路の確保・安全の確認、避難場所までの経路図等の掲示を実施 2. 隊長から避難誘導開始の指示を受け、施設利用者等の避難誘導を実施 3. 避難誘導時は、混乱発生防止に努める 4. 施設利用者等の避難誘導完了後は直ちに隊長に報告

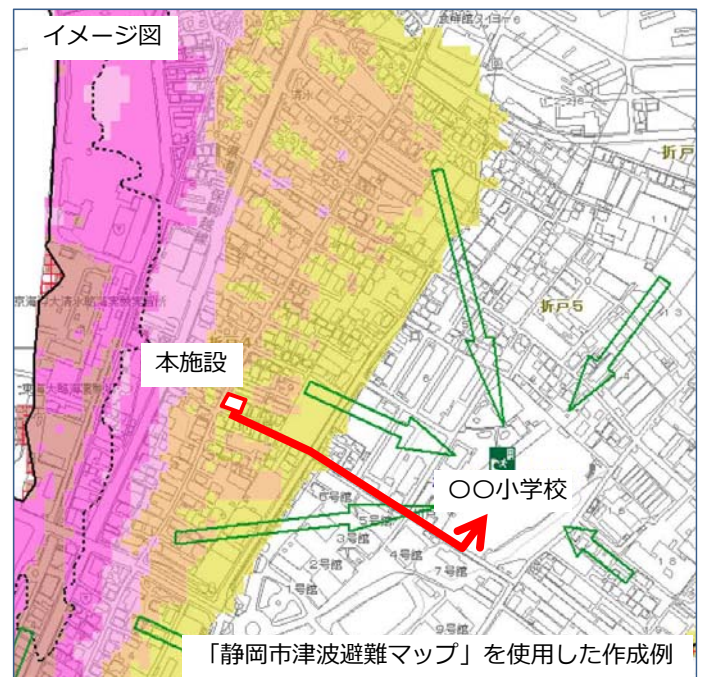
参照：「南海トラフ地震防災規程の作成例／消防庁」

9

施設内の避難路の例



避難場所までの経路図の例



避難場所までの経路

津波災害警戒区域に指定された場合

- 県が「津波災害警戒区域」を指定し、市町が地域防災計画で「避難促進施設」に位置付けた施設は、「避難確保計画」の作成が義務付けられます。
- 現時点では、東伊豆町と河津町で「津波災害警戒区域」を指定しました。（平成28年3月15日指定）
- 「避難確保計画」で作成する内容は、「南海トラフ地震防災対策計画」と概ね同じです。
- 「津波災害警戒区域」の範囲は「津波浸水想定」の浸水深1cm以上の範囲です。

各種資料の確認方法（津波浸水想定）

津波浸水想定の公表資料はインターネットで確認いただけます（方法は2つ）

方法1 静岡県ホームページで確認

サイト内検索

津波浸水想定

検索

<http://www.pref.shizuoka.jp/bousai/4higaisoutei/tiikidukurihou.html>

QRコードはこちら⇒



湖西市から南伊豆町まで⇒平成25年11月の公表資料を確認

下田市から熱海市まで⇒平成27年6月の公表資料を確認

（P.2と同様の図を見ることができます） 12

方法2 静岡県地理情報システムで確認

静岡県地理情報システム

検索

<https://www.gis.pref.shizuoka.jp>

方法1よりも更に詳しく、
知りたい地点の浸水深を
数値で知ることができます



出典「静岡県地理情報システム」

- ① 「表示切替」メニューの初期設定「地形地質」「地域災害史」「公共施設」のチェックを外す。
- ② 「津波浸水（レベル2重合せ図）」をチェック

QRコードは
こちら⇒



各種資料の確認方法（対策計画等）

南海トラフ地震防災対策計画の作成手引き・作成例はインターネットで確認いただけます

静岡県ホームページで確認

サイト内検索

南海トラフ地震防災対策計画の作成

検索

<http://www.pref.shizuoka.jp/bousai/e-quakes/manabu/taisaku/nantora.html>

QRコードはこちら⇒



14

問合せ窓口・届出先

内 容		担当部局	連絡先（電話番号）
津波浸水想定公表		危機管理部危機政策課	054-221-2456
対策計画	手引き等	危機管理部危機情報課	054-221-2459
	届出先*	消防長 (地域の消防本部の長)	—
		健康福祉部福祉指導課	054-221-2432
津波災害警戒区域の指定		交通基盤部河川企画課	054-221-3202

※施設の種類等によって届出先が定まっています。

インターネットが利用できない場合や、その他不明な点につきましては、各市町の防災担当部局または最寄りの県危機管理局にお問い合わせください。

15